建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県規則第五十四号

## 建設工事執行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように建設工事執行規則(平成八年広島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

改正する。

ものとする。 「低入札価格調査基準価格) (低入札価格調査基準価格は、予定価格の三分の二以上 第七条の二 (略)	改正後
のとする。 「個人札価格調査基準価格) 「個人人札価格調査基準価格は、予定価格の三分の二以上第七条の二 (略) 「個人札価格調査基準価格)	改正前

附訓

この規則は、令和五年九月一日から施行する。